

議案第 3 号 瀬戸内市職員の給与に関する条例及び瀬戸内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて 正誤表

訂正箇所	誤	正
2 ページ 条例改め文	第 1 条 瀬戸内市職員の給与に関する条例(平成 16 年瀬戸内市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。	(瀬戸内市職員の給与に関する条例の一部改正) 第 1 条 瀬戸内市職員の給与に関する条例(平成 16 年瀬戸内市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。
	第 2 条 瀬戸内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年瀬戸内市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。	(瀬戸内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正) 第 2 条 瀬戸内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年瀬戸内市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。